

# 資 料

---

# 1 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

## (1) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、焼津市における地域福祉の総合的な推進を図るための焼津市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び、その理念を実現するための焼津市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画及び活動計画の策定に関し市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域住民代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定までとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(組織)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、焼津市健康福祉部地域福祉課及び焼津市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：令和2年10月30日～令和3年3月31日

区分	団体名	役職	委員名（敬称略）
学識経験者	静岡福祉大学	講師	小林 哲也
	静岡県司法書士会	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事	西川 浩之
	焼津商工会議所	専務理事	村松 悌三朗
保健医療関係者	焼津市医師会	副会長	谷口 正和
	焼津市歯科医師会	地域保健部理事	片岡 洋平
社会福祉関係者	焼津福祉会	ぽぷら管理者	山梨 由紀子
	春風寮	児童家庭支援センター及び相談支 援センター施設長	見原 照久
	特別養護老人ホーム つばさ	特別養護老人ホームつばさ施設長	奥川 清孝
	焼津市保育園協会	ふたば保育園園長	久保山 なぎさ
	焼津地区保護司会	会長	村松 晴一
地域住民代表者	焼津市自治会連合会	焼津第3自治会長	坂本 清
	焼津市ボランティア 連絡協議会	会長	鈴木 春子
	さわやかクラブ やいづ連合会	会長	滝澤 義雄
	焼津市民生委員 児童委員協議会	地域福祉部会長	大畑 陽子
	障害者自立支援 ネットワーク	会長	鈴木 政史

## 2 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会

### (1) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市地域福祉計画中に盛り込む本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に伴い、同計画の適切な部分に成年後見制度利用促進施策を位置づけるために、成年後見制度利用促進施策に関する事項について意見を聴取する際に開催する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 地域住民代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長及び副座長を置くことができる。

4 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部地域福祉課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見利用促進施策懇話会委員

任期：令和2年9月1日～令和3年3月31日

区分	団体名	役職	委員名（敬称略）
学識経験者	静岡県弁護士会	法テラス静岡法律事務所	中野 聡
	静岡県司法書士会	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事	西川 浩之
	一般社団法人 静岡県社会福祉士会	権利擁護センター ぱあとなあ静岡中部地区 相談役	古井 慶治
	静岡福祉大学	講師	小林 哲也
保健医療関係者	焼津市医師会	副会長	谷口 正和
社会福祉関係者	焼津市南部地域 包括支援センター	社会福祉士	岡村 浩佑
	生活支援センター わおん	管理者	阿部 典子
金融機関関係者	焼津警察署管内 企業等防犯連絡会	株式会社静岡銀行焼津支店 支店長	加藤 祐二
地域住民代表	焼津市民生委員児童 委員協議会	高齢者福祉部会長	川内 三郎
		障害者福祉部会長	大石 敏之

## 3 計画策定の経過

年	月日	実施内容
令和2年	6月30日～7月15日	「市民アンケート調査」、「関係団体調査」の実施
	10月30日	第1回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	12月11日	第1回成年後見制度利用促進施策懇話会
令和3年	1月27日	第2回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	2月9日～2月26日	パブリックコメント (計画案に対する市民の意見・提案募集)
	3月18日	第3回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
第2回成年後見制度利用促進施策懇話会		

## 4 用語集

あ行

### アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、相談や申請を求めないなどにより支援が届かない人に対して、行政や関係機関等が積極的に踏み込んだ情報提供・支援を行うこと。

### 意思決定支援

知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

### 居場所

仲間づくりや世代の異なる人たちの交流などを目的とした、地域住民が運営するふれあいの場。子どもから高齢者まで世代を問わず、地域住民の誰もが気軽に集える場所として設置する。

### SDGs

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

### NPO

ボランティア団体や市民団体など、自主的に構成されて営利を目的としない活動を行う民間組織・団体(Non-Profit Organization)の総称。

か行

### 共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービス。

### 傾聴ボランティア

様々な理由で孤独になりがちな人の心に寄り添い、相手のペースや雰囲気を大切にしながら話を聞くボランティア活動。

## 権利擁護

地域で生活をしていくことに一定の困難を抱えた高齢者や障害のある人などが、「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利など）を守ること。

## 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう構築する地域、専門機関等による支援体制。ネットワークのコーディネートは中核機関が担う。大きく分けて、①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応、②地域における「協議会」等の体制づくりの基本的な仕組みをもって構築する。

## 権利擁護センター

権利擁護や成年後見制度に関する相談受付、制度の普及啓発活動を行う機関。焼津市では、平成 28 年 4 月に焼津市社会福祉協議会が開設している。

## さ行

### サロン

仲間づくりや交流などを目的としたふれあいの場のこと。

## 市長申立

成年後見制度を利用したいときに、申立ができる配偶者や四親等内の親族がいないために申立ができない場合などにおいて、市長により家庭裁判所に申立を行うこと。

## 市民後見人

成年後見制度における後見人を市民が担うもの。社会貢献として意欲的な市民に対し、行政機関が、後見活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を研修して養成する。

市民後見人は、司法書士や社会福祉士など専門職と同じように、身寄りがない人や親族からの支援を受けられない人の利益のために保護・支援を行う。

## 社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の人・場所・制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

## 受任調整

成年後見制度の利用のため市長申立を予定している案件に関して、本人（被後見人）と後見人のマッチングを図ること。受任調整会議を開催して調整、決定される。

## 小地域

地域福祉活動を行う単位の一つ。焼津市においては中学校区（公民館区）を小地域としている。

## **身上保護**

成年後見人等の職務のうち、「生活、療養看護に関する事務」のこと。本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行う。

## **生活困窮者**

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。また、社会的孤立をしている人や複合的な課題を抱えている人も含まれる。

## **生活支援コーディネーター**

誰もがいくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民と一緒に新しい社会資源を作り出すサポートをする役割を担う人。

## **制度の狭間**

既存の制度では支援の対象に当てはまらない問題を抱えていること。

## **成年後見**

法定後見のうち、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用されるもの。3類型で最も重い類型。成年被後見人は、様々な不利益（消費者被害など）を被ってしまう可能性が非常に高いことから、本人を法的に広く保護することが重視される。

## **成年後見支援センター**

成年後見制度の利用促進を目的に設置した機関。本人や家族、関係機関等からの相談対応、支援のコーディネート、成年後見制度に関する広報・啓発、市民後見人の育成などの運営業務を行う。焼津市では、令和2年5月に開設し、社会福祉協議会に委託して運営している。

## **成年後見制度**

知的障害や精神障害、認知症などによって、判断能力が不十分な成年者を保護する制度。

契約の締結を代わりに行う代理人の選任、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合の取り消しなどができるようにする。

## **セーフティネット**

経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度のこと。

## た行

### 地域ささえあい協議体

地域住民や社会福祉法人、民生委員等がメンバーとなり、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らしていけるようその地域にある「困りごと」を調べ、どんな住民同士の支え合いがあるといいのか話し合う場。

### 地域社会の脆弱化

社会構造の変化により、地域社会での支え合いの力が低下している状態。

### 地域福祉推進委員会

“住民による住民のための福祉活動”の中心組織として、概ね中学校区単位に設立され、地域ふれあいサロンの運営・福祉講座の開催など、地域の特性を生かした福祉活動を展開している。

### 地域ふれあいサロン

「ミニデイサービス（高齢者）」や「居場所」、「子育てサロン」など、各種事業で位置付けた交流の場の総称。共通の目的として「近所の人たちが気楽に集まり、おしゃべりを通して、仲間づくりや生きがいつくりにつながる場。気軽に立ち寄ることができ、誰もが主体となる場。」として設置する。

### チーム

成年後見制度を希望する人に、身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。

### 中核機関

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、「広報」、「相談」、「制度利用促進」、「後見人支援」の4つの機能を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

### DV

主に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指す言葉。「Domestic Violence」の略。

## な行

### 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が、地域で安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理、書類保管などの支援を行うこと。成年後見制度と連携しながら実施される。

## ニート

仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態。あるいは、そういう状態にある人を指す表現。労働する意志、教育を受けようとする意志を持とうとしないところに特徴がある。

## 任意後見

認知症などで自分の判断能力が低下してしまったときの場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度。

## 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

## は行

### 8050 問題

「80 歳代の親が 50 歳代の子どもの生活を支える」という問題。背景には、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があるとされている。

## 引きこもり

様々な要因から自宅に閉じこもりがちで、社会参加することが少なくなっている状態。あるいは、そうした状態の人のこと。

## 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者など。

## ふれあいネット

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者等を対象にした見守り活動。近隣住民の協力により見守りを行うことで問題の早期発見につなげ、緊急時には民生委員に連絡し、対応を行う。

## 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になること。親族、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の成年後見人等と同じように、身寄りがない人や親族からの支援を受けられない人の利益のために保護・支援を行う。

## 法定後見

自分の意志で判断能力が落ちた後の契約を行っておく任意後見ではなく、申立人が家庭裁判所に申立を行い、審判により後見人等が選任される制度。本人の状態に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に区分される。

## 保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティア。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。

## 保佐

法定後見のうち、判断能力が相当程度低下してしまった人に適用されるもの。3類型の中で中間に位置する類型。保佐類型の対象者は、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人でするのは不安があるような人が該当する。

## 補助

法定後見のうち、判断能力がある程度低下してしまった人に適用されるもの。3類型の中では最も軽い類型。補助類型の対象者は、日常の買物だけでなく重要な財産行為も一人でできるが、支援があったほうが良い人が該当する。

## ま行

### ミニデイサービス

ひとり暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、介護予防・自立支援の観点から趣味の活動や創作活動を行ったり、会食しながら交流したりするサービス。

---

## 第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

～地域で育てる 支え合う いだんの 暮らしの しあわせづくり～

### ■発行：

焼津市健康福祉部地域福祉課

〒425-8502 焼津市本町5-6-1

TEL 054-626-1127

FAX 054-626-2189

社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会

〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目2-2

TEL 054-621-2941

FAX 054-626-0573

■発行年月：令和3年3月

---

